

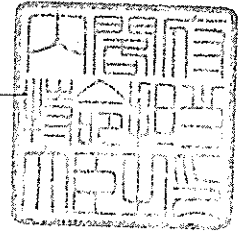


資料 3 - 3

消教地第 102 号  
平成 27 年 3 月 19 日

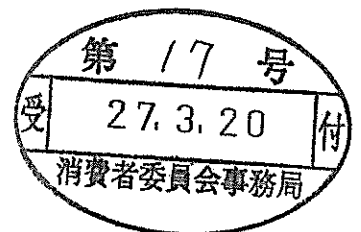
消費者委員会委員長  
河上正二 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）  
山口 俊



「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」  
に対する消費者庁の実施状況について

「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」（平成 26 年 8 月 26 日付け府消委第 209 号）に対する消費者庁の実施状況を別紙のとおり報告します。



「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」  
に対する消費者庁の実施状況について

3. クレジットカード取引に関する消費者教育及び情報提供等の充実

(建議事項 3)

消費者庁及び経済産業省は、消費者自らによるクレジットカード取引における被害の発生・拡大防止及び回復等を図るため、以下の措置を講ずること。

- (1) 消費者庁及び経済産業省は、クレジットカードの利用に関する知識について消費者教育及び消費者への情報提供を一層積極的に推進すること。その際、消費者が被害の拡大防止や回復を図る際に有用と思われる知識について、分かりやすく周知すること。

- クレジットカードの利用に関する知識について消費者教育及び消費者への情報提供を一層積極的に推進すること。その際、消費者が被害の拡大防止や回復を図る際に有用と思われる知識について、分かりやすく周知することについて

クレジットカードの利用に関する知識についての消費者教育及び消費者への情報提供については、

- (1) 消費者庁が開設している消費者教育ポータルサイトにおいて、クレジットカード取引等に関する教材や、インターネット取引を含めクレジットカード取引を行う上での基本となる生活の管理、健全な家計運営や契約に関するトラブルについての教材などの幅広い提供、  
(2) 消費者庁、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体等が作成する啓発資料等も活用した様々な場における情報提供、  
を行っているところである。

今後とも、消費者教育ポータルサイトへの掲載内容の充実を図り、利便性の向上に向けた改善を行うとともに、各種啓発資料等を活用した消費者への情報提供を積極的に推進する。

なお、消費者教育の推進については、平成 24 年に成立した「消費者教育の推進に関する法律」(平成 24 年法律第 61 号)の規定に基づき設置された消費者教育推進会議において、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進方策について幅広く議論を行っている。特に、金融経済教育については、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込んでいくとともに、消費者教育推進会議での議論も踏まえ、金融経済教育と連携した消費者教育を推進していく。